

ご利用料金について（要介護1～5の方）

【別紙】

令和6年6月1日改訂

基本サービス単位数					
(一日につき)	2時間以上～3時間未満	3時間以上～4時間未満	4時間以上～5時間未満	5時間以上～6時間未満	6時間以上～7時間未満
要介護1	383	486	553	622	715
要介護2	439	565	642	738	850
要介護3	498	643	730	852	981
要介護4	555	743	844	987	1137
要介護5	612	842	957	1120	1290

加算について（必要に応じて算定させていただきます）		
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴をしていただいた方に加算されます。	40
リハビリマネジメント加算Aロ （医師の指示箋が必要となります）	計画に基づいて個別でリハビリを実施し、記録と評価を行い、毎月ケアマネージャーに報告します。 *3ヶ月毎に「リハビリ会議」を行います。担当の療法士が、ご本人とご家族に対し、自宅へ訪問したりテレビ電話等を用いて、リハビリについての現状や課題についてご報告いたします。	597 ↓ 6ヶ月以降 273（月）
通所リハ提供体制加算 1～4	リハビリテーションにおける専門職を配置しサービスを提供する事業所に対する加算です	3時間以上4時間未満//12 4時間以上5時間未満//16 5時間以上6時間未満//20 6時間以上7時間未満//24
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	6ヶ月毎に「口腔の健康状態・栄養状態」を確認します。担当ケアマネージャーへの報告を行います。毎年4月と10月に算定いたします。	20（6ヶ月毎）
サービス提供体制強化加算Ⅲ	全スタッフの内、勤続年数が7年以上のスタッフが3割以上配置されている施設に加算されます。	6
科学的介護推進体制加算	「科学的介護」を推進し介護サービスの質の向上の観点から、ご利用者様の動作能力、口腔機能、栄養状態、認知症の状況など、心身に関わる情報について、厚生労働省の「科学的介護情報システム」にデータを提出します。	40（月）
短期集中個別リハビリ実施加算	初回認定や退院後3ヶ月の間は、40分のリハビリを週2回行います。	110
認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ	担当者とともに、認知症の改善を主な目的にリハビリを行います。	240
生活行為向上リハビリ加算	6ヶ月を限度とし、居宅など実際の生活場面での具体的な指導を行い、リハビリを実施します。	1250（月）
重度療養管理加算	要介護3～5の方で、喀痰吸引や人工呼吸器等の医学的な管理が常時必要な方に加算されます。	100
若年性認知症利用者受入加算	65歳未満で「若年性認知症」の診断を受けて折られる方に加算されます。	60
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護スタッフの賃金改善を目的として算定させていただいております。	合計単位×8.3%
送迎を行わない場合の減算	近隣にお住まいの方など、送迎が必要ない場合に減算されます。	-47

数字は単位数です。地域加算が「1単位＝1,017円」となります。

昼食・お菓子・レク材料費	750円/日
--------------	--------

*毎月のお支払いは、現金支払いか「ゆうちょ口座」自動払込のいずれかをお選びください。